

令和6年度 稲敷市地域デジタル化企画検討支援業務委託
仕様書

1. 業務名

令和6年度 稲敷市地域デジタル化企画検討支援業務委託

2. 目的

稲敷市（以下「市」という。）は、令和4年3月に「稲敷市DX推進計画」（以下「DX推進計画」という。）を策定し、市民と連携しながら、市民や地域が使いやすい行政サービスの構築やシステムの導入を進め、「デジタルで、誰もがより豊かで、快適な新しい暮らしを実現するまち」を目指し地域社会のDX化を推進している。

また、令和6年3月には「第3次稲敷市総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、重点的・横断的に推進すべき取組を「重点プロジェクト」として位置づけ、持続可能なまちづくりを目指した地方創生を推進している。

本業務は、市職員が持ち合わせていない専門的知見を持つ外部人材の指導・助言を頂きながら、デジタルツール等を活用した施策について企画・検討し、地域の活性化と市民サービスの向上を目的とする。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 現状・課題分析

総合計画に位置づけている「重点プロジェクト」を把握し、地域社会のDX化に向けた現状・課題の整理を行うこと。また、課題解決に向けた効果的な施策等について、助言及び提案を行うこと。

(2) 先進事例研究・DXマインド醸成支援

現状・課題分析の結果をもとに、先進自治体の情報提供を行うこと。また、先進自治体への視察や有識者等による講演を企画し、職員のDXマインド醸成を支援すること。

(3) 施策検討支援

DX推進計画に位置づけている「稲敷市デジタル・トランスフォーマー

ション（DX）推進本部」(以下「DX推進本部」という。)において、職員参加型ワークショップで立案した施策等を検討するための支援を行うこと。当該本部は、4回程度を想定する。

(4) 職員参加型ワークショップ企画・運営支援

職員参加のワークショップの企画及び運営を行うこと。5名程度のグループを3つ程設置し、原則、集合形式で4回（1回あたり3～4時間）の開催を想定する。

ワークショップの実施内容としては以下の事項を取り入れ、次年度以降の実証に向けた具体的提案をまとめ、DX推進本部に報告すること。報告資料の作成については受託者が行うこと。

- ・地域課題の分析、先進事例等のインプット
- ・地域課題の解決に向けたアイデア創出

なお、ワークショップで取り組むテーマについては、総合計画に位置づけている「重点プロジェクト」から市が選定したものとする。

(5) 市民の意見収集

ワークショップの施策検討に向けて、市民の意見を収集する仕組みを企画すること。また、その認知向上に貢献する仕組みを取り入れること。

5. スケジュール

本業務のスケジュールは次のとおりとする。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状・課題分析	→								
先進事例研究・DXマインド醸成支援	→								
施策検討支援		▲		▲	▲		▲		
ワークショップ			▲	▲	▲	▲			
市民の意見収集			→						

6. 納品成果物

本業務の納品成果物は次のとおりとする。

(1) 業務報告書

A4判、印刷製本 1部

(2) 電子データ

本業務において業務上作成した以下の資料一式の電子データを、CD-R等の媒体（1部）で納品する。

- ・業務報告書 一式
- ・その他作成した資料 一式

なお、特に指定があるものを除き、Microsoft Office Word、Excel、パワーポイント等で閲覧・編集できる電子データとすること。

7. 予算額

7,260 千円

8. 委託料の支払い

市は、委託業務の完了を確認した後、支払い請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内一括して委託料を支払うものとする。

9. その他

(1) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

(2) 受託者は、本業務中に事故が生じないように細心の注意を払うとともに、万が一事故が発生した場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに市に報告し、最善の処置を行わなければならない。

(3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所があった場合は、受託者が速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる費用は受託者が負担するものとする。

(4) 受託者は、当該業務の実施にあたっては、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後においても同様とする。

(5) 本仕様書に明記されていない事項又は、疑義が生じた場合は、受託者は市と協議の上、その指示に従うものとする。